

Global Tax Update

ベトナム

デロイトトーマツ税理士法人

2016年12月号

※本ニュースレターは、[英文](#)ニュースレターの翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

商標使用権移転に係る外国契約者税

ベトナム財務省は、2016年11月7日付でオフィシャルレター(Official Letter 15888/BTC-CST:以下「OL15888」)を発行し、商標使用権移転に係る外国契約者税(Foreign Contractor Withholding Tax)に関するガイダンスを示した。

デロイトベトナムは、Global Tax Update [2015年11月号](#)において、外国契約者の商標使用権移転に係る所得に対しては、今後、5%の付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)が課される旨のガイダンスが複数の地方税務署から発表されたことを伝えた。これに伴い、デロイトベトナムでは、本件による税務上の影響を考慮するとともに、必要な税務調整を行うことを推奨してきた。

本ガイダンスの内容は以下のとおり。

- ベトナム側の契約当事者が商標を使用し、当該使用権移転に対する対価が外国契約者に支払われる場合、本取引は知的財産法(Law on Intellectual Property)に従って**商標使用権の移転**とみなされ、**知的財産権の移転**とは区別される
- 上記の結果、外国契約者の商標使用権移転に係る所得に対しては、以下の税率のもとで外国契約者税が課される
 - 法人税率は、課税所得に対して10%
 - VAT税率は10%(外国契約者が控除法によりVATの申告を行っている場合)または5%(同みなし法による場合)
- また、財務省は、OL15888の適用基準を以下のよう
に定めている
 - 当該オフィシャルレターの発行日より前に発生した取引について、納税者がVATおよび法人税の申告および支払をOL15888のガイダンスに準拠しないで行っていた場合、遡及して調整する必要は**ない**
 - しかし、納税者が申告をいまだ行っていない場合、または、申告は当該ガイダンスに準拠しないで行ったもののまだ支払を行っていない場合は、

当該ガイダンスに従ってVATおよび法人税の申告ならびに支払を行う必要がある

上記により企業においては、OL15888の規定に従った適切な税率を適用し、想定される税務リスクおよびペナルティを回避するために、商標使用権の移転に関するすべての契約を確認・見直しすることが推奨される。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

マネジャー 城戸 澄仁 skido@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 qtakaishi@deloitte.com

マネジャー 隠土 華子 hondo@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュートーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.